

# 仕 様 書

件名 長崎みなとメディカルセンター 医療用薬品単価契約

平成 30 年 8 月

地方独立行政法人長崎市立病院機構

発注課 地方独立行政法人長崎市立病院機構事務部管理課

## 医薬品納入仕様書

- 1 納品場所 長崎みなとメディカルセンター 薬剤部（長崎市新地町 6 番 39 号）
- 2 契約期間 平成 30 年 9 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 3 納入期限 発注者が必要の都度、指示する。
- 4 品 目 別紙「医薬品内訳リスト」のとおり
- 5 特記事項
  - (1) 供給体制については、24 時間供給可能な体制を構築するなど迅速な対応に努めること。
  - (2) 契約品目については、病院事業の運営に支障をきたすことがないように、常時在庫を有し、安定供給に努めること。
  - (3) 本院が発行するバーコードシールを貼付して棚入れする等、本院の SPD システム運用に協力すること。
  - (4) 納品にあたっては、有効期間または使用期限に留意し、期限切れ薬品のないように品質管理に努めること。
  - (5) 原則、発注は本院の開院時間内とする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
  - (6) 原則、納品は受注の翌開院日までとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
  - (7) 原則、本院の開院時間内の緊急発注は 2 時間以内に納品することとする。
  - (8) 納品時間については、本院担当者と打ち合わせるものとする。
  - (9) 連絡体制表を本院へ必要部数提出すること。
  - (10) 契約期間中に納入単価の見直しを実施するので協議に応じること。
  - (11) 原則、契約期間内及び契約期間満了後 1 ヶ月内の返品に応じること。契約期間満了 1 ヶ月を越える未使用薬品の返品にも可能な限り応じるよう努めるものとする。
  - (12) 本院の所在する地域における災害が発生した際、本院の災害時対応に協力し、速やかに供給する体制を構築するものとする。
  - (13) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日までの期間の納品医薬品に対しても、本契約価格を反映させることとする。
  - (14) 前項期間に納品した医薬品があった場合、9 月納品分請求書発行時に、当該期間納品分に対して遡及した値引・値増を反映させること。